

「ゴールド保安認定事業者」に認定されました

当社は、令和4年11月17日に、経済産業省関東東北産業保安監督部より「ゴールド保安認定事業者」（第一号認定LPガス販売事業者）として認定されました。ゴールド保安認定事業者とは、集中監視システムを基幹とした高度な保安体制と法令で求められた基準を満たした供給・消費設備を70%以上の消費者に提供する体制を有しているガス販売事業者として認定する制度の事です。

●ゴールド保安認定事業者 認定要件

2016年(平成28年)に創設された制度。集中監視システムを導入している業者を2段階に認定レベルを分け、認定対象の消費者が70%以上の事業者を第一号認定とし、「ゴールド保安認定事業者」という称号を貸与し認定する。

- ①法令で要求する機能を持った遮断弁を有するガスメーターを消費者等に設置していること
- ②法令に基づいた保安確保機器を管理していること
- ③通信手段を利用した集中監視システムを設置し、緊急時には消費者等に設置されているガスメーターの遮断弁を遠隔遮断できること。

首都圏ガスは、今後もお客さまの安心と安全に努めることはもとより、お客様に便利で快適な生活をご提案するためのパートナーとなるべく努めてまいります。



第一号認定
液化石油ガス販売事業者